

税 理 士 法 人 和
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-1-9MG 大手前ビル 6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-16 明和ビル 4F

Tel 03-6257-3915 Fax 03-6257-3916

June, 2019

なごみ便り

www.101dog.co.jp

新元号になり早1カ月が過ぎました。5月1日には即位後朝見の儀などが取り行われ、「平成」の時代が終わり、そして新たな「令和」の時代の幕開けとなりました。どんな時代となっていくのか、期待を抱きながら日々過ごしていきたいものです。さて、今月は今年度改正の税制である「個人版事業承継税制」についてお送りします。

個人版事業承継税制

青色申告(正規の簿記の原則によるものに限ります。)に係る事業(不動産貸付業等を除きます。)を行っていた事業者の後継者として円滑化法の認定を受けた者が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの贈与又は相続等により、特定事業用資産()を取得した場合は、その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額の納税が猶予され、後継者の死亡等、一定の事由により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納税が免除されるものです。

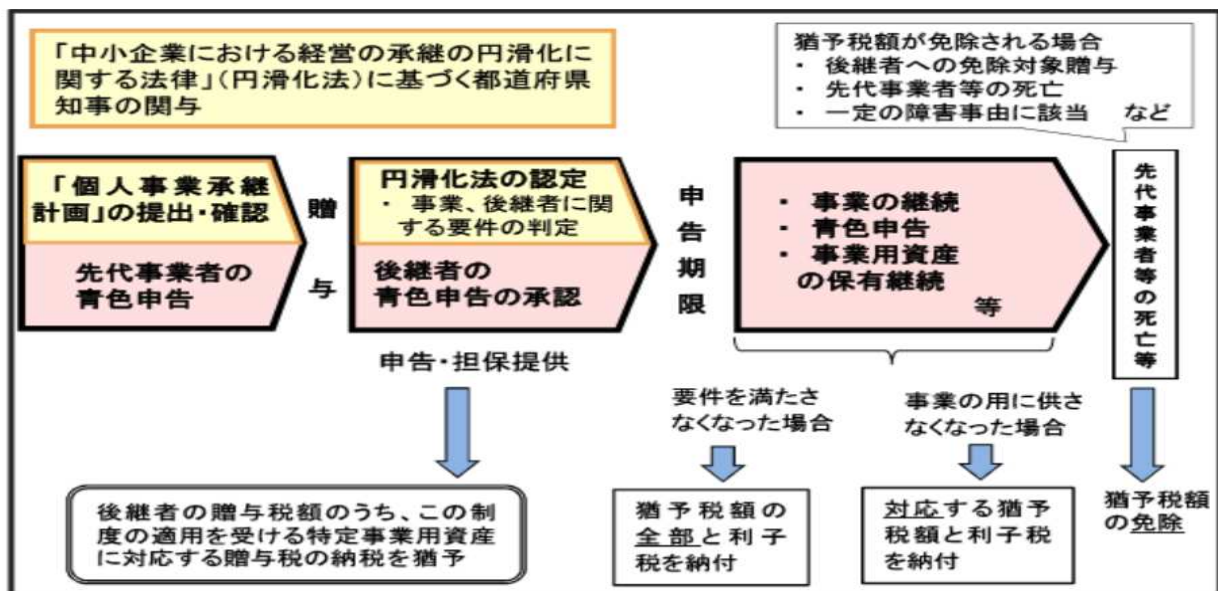
「特定事業用資産」とは、先代事業者(贈与者・被相続人)の事業の用に供されていた次の資産で、贈与又は相続等の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたものをいいます。

宅地等(400㎡まで) 建物(床面積800㎡まで)

以外の減価償却資産で次のもの

- ・ 固定資産税の課税対象とされているもの
- ・ 自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの
- ・ その他一定のもの(貨物運送用など一定の自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産)

1. 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除



お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

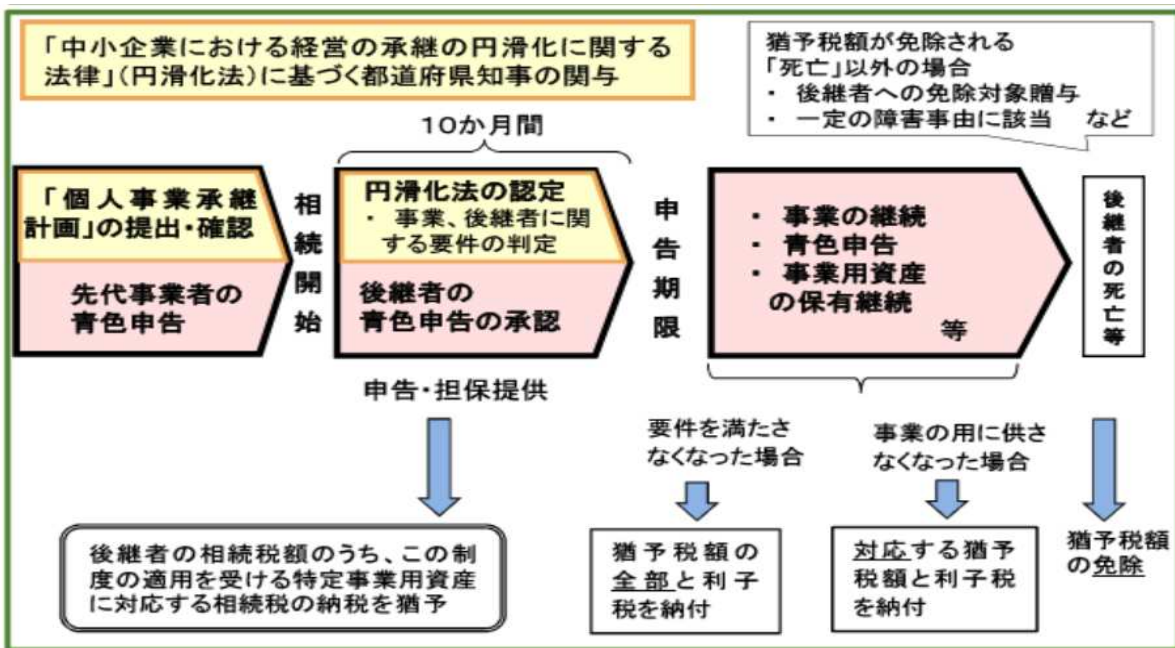
○後継者である受贈者の主な要件

- (1) 贈与の日において20歳以上(令和4年4月1日以降は18歳以上)
- (2) 贈与の日までの間、3年以上、特定事業用資産に係る事業(同種・類似の事業等を含みます。)に従事していたこと
- (3) 特定事業用資産に係る事業が、資産管理事業及び性風俗関連特殊営業に該当しないこと など

○先代事業者等である贈与者の主な要件

- (1) 廃業届出書を提出している(見込みがある)こと
- (2) 贈与の年、その前年、その前々年の確定申告書を青色申告書により提出していること

2. 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除



○後継者である相続人等の主な要件

- (1) 相続開始の直前において特定事業用資産に係る事業(同種・類似の事業等を含みます。)に従事していたこと(先代事業者等が60歳未満で死亡した場合を除きます。)
- (2) 特定事業用資産に係る事業が、資産管理事業及び性風俗関連特殊営業に該当しないこと
- (3) 先代事業者等から相続税等により財産を取得した者が、特定事業用宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受けていないこと

○先代事業者等である被相続人の主な要件

相続開始の年、その前年、その前々年の確定申告書を青色申告書により提出していること

今回創設された個人版事業承継税制を活用することで、相続税・贈与税の税負担を大幅に軽減することができます。この制度を活用するためには、所定の条件を満たした上で、手続きを進めていく必要があるため、事前準備をしていく必要があります。少しでも自分のところで活用できるのではないかと思います。ご相談いただければ幸いです。(文責:中村、本岡)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、次月のなごみ便りに掲載いたしますので是非挑戦してみてください!

Q. こぼれても減らないものはな～んだ?

先月のQ. 満員の人気店に来ていたお客さんはみんな風邪をひいていました。どうして?

先月の答え. 席混んでいる(咳き込んでいる)